

岩手県告示第561号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成5年岩手県規則第74号）第9条第12号の規定により、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第11条（同条例第16条第7項において準用する場合を含む。）の規定により同条例第10条及び第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為を次のとおり指定し、平成21年7月1日から施行する。

平成21年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項及び第2項の規定により一関市長に届け出て行う行為
- 2 景観法第22条第1項の規定により一関市長の許可を受けて行う行為及び同項ただし書に規定する行為
- 3 景観法第8条第1項の規定に基づき一関市が定めた景観計画に同条第2項第5号ハ(1)の許可の基準が定められた道路法（昭和27年法律第180号）による道路について、同法第32条第1項又は第3項の規定により道路管理者の許可を受けて行う行為
- 4 景観法第8条第1項の規定に基づき一関市が定めた景観計画に同条第2項第5号ハ(2)の許可の基準が定められた河川法（昭和39年法律第167号）による河川の河川区域（同法第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地において、同法第24条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理者の許可を受けて行う行為
- 5 景観法第55条第2項第1号の規定により一関市が定めた区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定により知事の許可を受けて行う同項に規定する開発行為